

様式第122号の15のその2の別紙の備考の1の(1)中「7円30銭」を「円 銭」に改め、同1の(2)中「36万5,000円+4円88銭」を「万 円+ 円 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月19日から施行する。ただし、第8条第1項及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 この告示による改正後の長野県選挙事務取扱規程第23条の2から第23条の6まで、第26条の3及び第29条並びに様式第22号の2から様式第22号の12まで、様式第24号の7の2、様式第24号の7の3、様式第26号及び様式第27号の規定は、平成28年6月19日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同月19日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年6月16日

長野県監査委員

田 口 敏 子
西 沢 利 雄
西 沢 昭 子
鈴 木 清

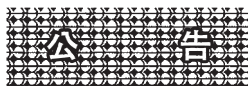
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
宮 本 和 之	東京都日野市大字上田255-13

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成28年7月1日から平成29年3月31日まで

監査委員事務局



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成28年5月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わくわく

3 代表者の氏名

和久井 輝夫

4 主たる事務所の所在地

須坂市臥竜6丁目15番8号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害をもった人たちが、住み慣れた地域で、可能な限りあたりまえの暮らしができるように、必要な生活の支援・介護をおこない、その実践をとおして、誰もが安心して、健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年6月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成28年6月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CO2バンク推進機構

3 代表者の氏名

宮入 賢一郎

4 主たる事務所の所在地

長野市稲里町中央三丁目33番23号

5 定款に記載された目的

この法人は、個人の生活や企業活動という身近な生活・地域社会に対して、地球温暖化防止と持続可能な地域社会の構築をめざし、新エネルギーの技術開発、普及活動及び技術支援等、CO2排出権取引等の温暖化防止メカニズムの研究及び普及促進等の事業を行い、地域社会の経済振興と地球環境保全の推進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コミュニティマーケットプレイスGAZA
塩尻市大字広丘野村1688-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更する事項
駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	400台	346台
2	130台	131台
3	196台	175台
合計	726台	652台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更年月日
平成29年2月8日
- 5 届出年月日
平成28年6月7日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年6月16日から平成28年10月17日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年6月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
大木 優	北佐久郡御代田町大字草越622-1	北佐久郡御代田町大字草越字追分道添782-1
西沢 明	小県郡青木村大字当郷1620-2	小県郡青木村大字当郷字岡石326ほか1筆
農事組合法人らいふ	伊那市高遠町下山田643	伊那市高遠町小原803
農事組合法人ミナミアグリ	伊那市東春近3712-1	伊那市東春近3126ほか4筆
清水 正樹	駒ヶ根市赤穂11369-3	駒ヶ根市赤穂11428-1ほか1筆

堀 美津男	上伊那郡南箕輪村11268	上伊那郡南箕輪村字五輪1536-5ほか1筆
富永 創治	上伊那郡中川村葛島2601	上伊那郡中川村葛島6241-1ほか5筆
ピアブランカ株式会社	飯田市座光寺4654	飯田市座光寺146-1
伊藤 拓生	飯田市上久堅7599	飯田市上久堅9231-1ほか1筆
株式会社MFS総合研究所	飯田市鼎下山1297	飯田市上久堅7378ほか1筆
株式会社七久里農園	飯田市山本2551-2	飯田市山本6724-34ほか3筆
宮沢 治芳	下伊那郡松川町大島3700	下伊那郡松川町元大島5645-1
宮沢 喜好	下伊那郡松川町大島3418	下伊那郡高森町出原512-39ほか1筆
清水 誠	下伊那郡高森町山吹2506-1	下伊那郡高森町出原512-152
志水 義洲	下伊那郡高森町出原482-25	下伊那郡高森町出原512-11
唐沢 裕輔	下伊那郡豊丘村大字河野763-1	下伊那郡豊丘村大字河野1334ほか1筆
天竜産業株式会社	下伊那郡高森町下市田1243-1	下伊那郡豊丘村大字神稲8969ほか1筆
市瀬 秀雄	下伊那郡豊丘村大字神稲7219-4	下伊那郡豊丘村大字神稲8970
株式会社七久里農園	飯田市山本2551-2	下伊那郡豊丘村大字神稲8965-1ほか5筆
壬生 雅穂	下伊那郡豊丘村大字神稲11380-1	下伊那郡豊丘村大字神稲8965-4ほか2筆
菅野 訓芳	松本市大字島内747	松本市大字島内814ほか2筆
農事組合法人島内アルプスファーム	松本市大字島内6974	松本市大字島内字寺村7158-1ほか2筆
有限会社鉢伏ファーム	松本市大字寿白瀬渚字堤地1361-1	松本市寿北8-946-1ほか3筆
農事組合法人小赤宮農	松本市寿小赤1179-2	松本市大字寿小赤2258ほか1筆
森崎 敬介	松本市神田1-22-7	松本市神田3-354-1ほか2筆
桜井 理	松本市大字今井2513	松本市大字今井字本郷屋敷添1095-1
平田 太陽	東筑摩郡麻績村麻1651-1	東筑摩郡麻績村麻字桶田4195ほか1筆
株式会社ブラセス	安曇野市穂高有明5821	長野市鬼無里字北16737-1ほか26筆
竹村 栄治	埴科郡坂城町大字網掛3123	千曲市大字力石字東沖786-2ほか6筆
株式会社AFT	千曲市大字若宮470	千曲市大字須坂字芹田529ほか10筆
有限会社仁の蔵	上水内郡信濃町柏原3996-2	上水内郡信濃町大字柏原字屋際3683ほか14筆
農事組合法人ファームステーション木島	飯山市大字野坂田280	飯山市大字吉字蛭川端134-1ほか1筆
駒原 春夫	下高井郡木島平村大字往郷1241	下高井郡木島平村大字往郷字梨ノ木1998ほか3筆

2 申請年月日

平成28年6月1日

3 縦覧場所

長野県農政部農村振興課

4 縦覧期間

平成28年6月16日から平成28年6月29日まで

農村振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年6月16日

長野県上小地方事務所長 笹 沢 文 昭

1 許可番号

平成28年1月27日 長野県上小地方事務所指令27上小地建第94-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市御所字石田605-1の内、605-2、606-1の内、607-1の内、607-5、607-9の内、608

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市双葉22-1

ミサワホーム甲信株式会社 代表取締役 古 屋 保 巳

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年6月16日

長野県須坂建設事務所長 中 田 英 郎

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

平成28年度 県単ダム管理事業に伴う管理用発電設備水車ランナー製作工事

3 工事箇所名

須坂市 豊丘ダム

4 工事概要

管理用発電設備水車ランナー製作工事 一式

5 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 電気工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 資格総合点数が802点以上であること。

イ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

エ クロスフロー水車ランナーの設計製作工事の施工を公共機関等から元請けし、平成13年4月1日から平成28年6月15日までの間にしゅん工した実績を有する者であること。

6 工期

工事開始日から約270日間。ただし、平成29年3月24日まで

7 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則第156条の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書を平成28年6月16日（木）から平成28年6月28日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

須坂市大字須坂字中繩手1699-11

長野県須坂建設事務所 総務課

電話 026 (245) 1670

9 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年6月29日（水） 午前11時

イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年6月24日（金）午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、平成28年6月28日（火）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

正 誤

平成28年3月31日付け長野県規則第22号「規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
21	左側上17	この条	以下この条

障がい者支援課

平成27年12月17日付け長野県規則第55号「長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
31	10	第31条第1項	第31条の3
31	11	第31条第1項	第31条の3

環境政策課